

## 1 公共事業所管省が行う公共事業評価の点検

- 各省で実施された公共事業評価の中から点検対象事業を選定
    - ※ 水資源の安定的な供給を目的とした事業等、9事業区分30件を選定
  - 評価関係資料の内容確認等を行うとともに、事業主体等における現地での評価の実態等を把握
    - ※ 現時点までに、9事業主体等(2地方支分部局、5地方公共団体、2独立行政法人)において現地確認を実施
- ⇒ 費用便益分析に当たり、便益算定に事業実施区域ではない場所のデータを用いるなど適切ではないと考えられる例あり。

## 2 公共事業評価の質の向上に向けた取組

### 公共事業評価の運用面に関する実態把握・課題等の検討

公共事業評価に係る点検活動(主として個別評価の費用対効果分析等の内容等)にあわせ、関係省、事業主体等において、評価業務の流れや業務過程での運用実態等を把握

⇒ 評価業務の運用状況について、事業主体の中には、所管省の通知(依頼)等に沿った方法で行われていない例あり。

### 地方公共団体の取組状況に関する情報収集

国の公共事業評価の実施に当たっての参考に資する観点から、地方公共団体において、それぞれの実情等により構築している公共事業評価の仕組み・取組状況等を把握

⇒ 地方公共団体の中には、財務会計と連動した電子システムを導入して評価書を作成(グラフ等も表示)している例などあり。



- 委員視察により、地方公共団体における公共事業評価の仕組みや取組状況等の実態把握、整理を実施予定
- 点検対象事業に係る評価内容の整理、点検結果の取りまとめを実施予定(点検結果については年度末に公表を想定)